

現行			改定案		
Q1	問本文	あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。 ※Q1でひとつでも「知っている」と回答した人にQ2～Q10を聞く。	Q1	問本文	あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。 ※Q1でひとつでも「知っている」と回答した人にQ2～Q9を聞く。
	(a)	裁判員制度が実施されている		(a)	裁判員制度が実施されている
	(b)	裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容(重さ)を決める制度である		(b)	裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容(重さ)を決める制度である
	(c)	20歳以上で選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある		(c)	20歳以上で選挙権のある人(有権者)であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある
	問本文	新設	Q2	問本文	以下の(a)から(f)は、裁判員裁判に関する客観的事実や実情を記載したものです。これらにつき、具体的にご存知の事柄についてお伺いします。項目ごとに「知っている、知らない」の2つから回答を選択してください。
	(a)			(a) 裁判員になるために特に法律の知識は必要ない。	
	(b)			(b) 裁判員裁判の多くは7日以内で終わっている。	
	(c)			(c) 裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められており、仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは、法律で禁止されている。	
	(d)			(d) 裁判員候補者や裁判員として裁判所に来る方には、日当や交通費が支払われ、必要に応じて宿泊費も支払われる。	
	(e)			(e) 裁判員は法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話しても問題ない。	
	(f)			(f) 裁判員経験者の多く(約97%)がやってみてよかったとの感想を持っている。	
Q2	問本文	では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。	Q3	問本文	では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。
	(ア)	新聞報道		(ア)	新聞報道
	(イ)	雑誌		(イ)	雑誌・書籍等 (イ)に統合)
	(ウ)	書籍等		(ウ)	テレビ報道
	(エ)	テレビ報道		(エ)	ラジオ報道
	(オ)	ラジオ報道		(オ)	インターネット
	(カ)	インターネット (新設)		(カ)	SNS(フェイスブック、ツイッターなど)
	(キ)	各種パンフレット		(キ)	各種パンフレット
	(ク)	家族・友人・知人等の話 (新設)		(ク)	家族・友人・知人等の話
	(ケ)	勤務先での話		(ケ)	学校教育(法教育)
	(コ)	裁判員制度に関する各種説明会		(コ)	勤務先での話
	(サ)	その他		(サ)	裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)
	(シ)	わからない		(シ)	その他
				(ス)	わからない
Q3	問本文	裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。	Q4	問本文	あなたは裁判や司法への興味や関心はありますか。
	(ア)	以前に比べて興味や関心が増した		(ア)	ある
	(イ)	以前に比べて興味や関心が減った		(イ)	ない
	(ウ)	特に変わらない		(ウ)	どちらともいえない

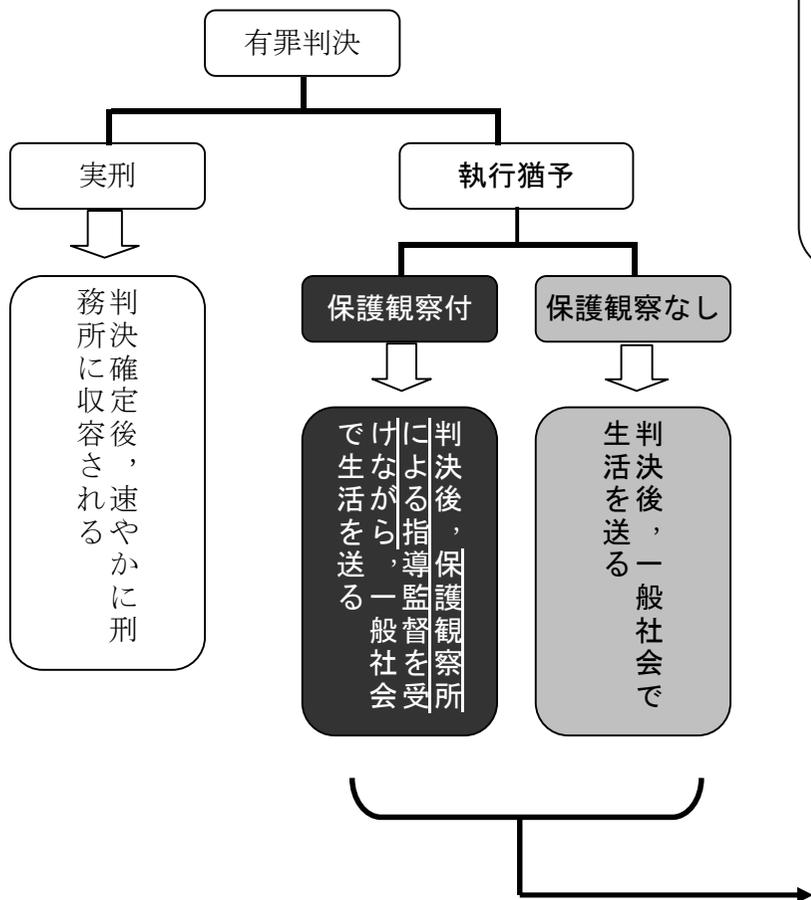
現行			改定案		
Q4	問本文	あなたは、我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。	Q4	問本文	
	選択肢	(そう思う、ややそう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わない)		選択肢	
	(a)	公正中立である		(a)	廃止
	(b)	信頼できる		(b)	
	(c)	裁判所や司法は近づき難い印象がある		(c)	
	(d)	納得できる裁判(判断)が行われている		(d)	
	(e)	国民の感覚が反映された裁判(判断)がされている		(e)	
	(f)	事件の真相が解明されている		(f)	
	(g)	裁判の手續や内容が難しい、わかりにくい		(g)	
	(h)	裁判に時間がかかる		(h)	
(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が高く自分の問題として考えている	(i)			
Q5	問本文	あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。	Q5	問本文	
	(ア)	新聞報道		(ア)	廃止
	(イ)	雑誌		(イ)	
	(ウ)	書籍等		(ウ)	
	(エ)	テレビ報道		(エ)	
	(オ)	ラジオ報道		(オ)	
	(カ)	インターネット		(カ)	
	(キ)	裁判への関与		(キ)	
	(ク)	裁判傍聴		(ク)	
	(ケ)	家族・友人・知人等の話		(ケ)	
	(コ)	勤務先での話		(コ)	
	(サ)	専門家、識者等の話		(サ)	
	(シ)	特に原因はなく、自分でどのように考えた		(シ)	
	(ス)	その他		(ス)	
(セ)	わからない	(セ)			
Q7	問本文	あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。	Q5	問本文	あなたは、現在実施されている裁判員制度について、どのような印象を持っていますか。次の(a)～(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。
	選択肢	(そう思う、ややそう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わない)		選択肢	(そう思う、ややそう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わない)
	(a)	裁判がより公正中立なものになった		(a)	裁判が公正中立なものになっている
	(b)	裁判がより信頼できるものになった		(b)	裁判が信頼できるものになっている
	(c)	裁判所や司法が身近になった		(c)	裁判所や司法が身近になっている
	(d)	裁判の結果(判断)がより納得できるものになった		(d)	裁判の結果(判断)が納得できるものになっている
	(e)	裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなった		(e)	裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなっている
	(f)	事件の真相がより解明されている		(f)	事件の真相が解明されている
	(g)	裁判の手續や内容がわかりやすくなった		(g)	裁判の手續や内容がわかりやすくなっている
	(h)	裁判が迅速になった		(h)	裁判が迅速になっている
(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった	(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになっていく		

現行		改定案		
Q8	問本文	あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。	問本文	あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。
	(ア)	新聞報道	(ア)	新聞報道
	(イ)	雑誌	(イ)	雑誌・書籍等
	(ウ)	書籍等		((イ)に統合)
	(エ)	テレビ報道	(ウ)	テレビ報道
	(オ)	ラジオ報道	(エ)	ラジオ報道
	(カ)	インターネット	(オ)	インターネット
		(新設)	(カ)	SNS(フェイスブック、ツイッターなど)
	(キ)	裁判への関与	(キ)	裁判への関与
	(ク)	裁判傍聴	(ク)	裁判傍聴
	(ケ)	家族・友人・知人等の話	(ケ)	家族・友人・知人等の話
		(新設)	(コ)	学校教育(法教育)
	(ニ)	勤務先での話	(サ)	勤務先での話
		(新設)	(シ)	裁判員制度に関する広報行事(出張講義、説明会、親子見学会等)
	(ハ)	専門家、識者等の話	(ス)	専門家、識者等の話
(シ)	特に原因はなく、自分でそのように考えた	(セ)	特に原因はなく、自分でそのように考えた	
(ス)	その他	(ソ)	その他	
(セ)	わからない	(タ)	わからない	
Q6	問本文	あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか。次の(a)~(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。	問本文	あなたが裁判員裁判に期待することは何ですか。次の(a)~(i)の項目について、次の中から最も当てはまるものを1つ選んでください。
	選択肢	(そう思う、ややそう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わない)	選択肢	(そう思う、ややそう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わない)
	(a)	裁判がより公正中立なものになる	(a)	裁判がより公正中立なものになる
	(b)	裁判がより信頼できるものになる	(b)	裁判がより信頼できるものになる
	(c)	裁判所や司法が身近になる	(c)	裁判所や司法がより身近になる
	(d)	裁判の結果(判断)がより納得できるものになる	(d)	裁判の結果(判断)がより納得できるものになる
	(e)	裁判の結果(判断)に国民の感覚が反映されやすくなる	(e)	裁判の結果(判断)に国民の感覚がより反映されやすくなる
	(f)	事件の真相がより解明される	(f)	事件の真相がより解明される
	(g)	裁判の手続や内容がわかりやすくなる	(g)	裁判の手続や内容がよりわかりやすくなる
	(h)	裁判が迅速になる	(h)	裁判がより迅速になる
(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになる	(i)	刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して、自分の問題として考えるようになる	

現行		改定案		
Q9	問本文	あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中から全て挙げてください。	問本文	Q2で裁判員裁判の実情について知っていることを伺いましたが、あなたが裁判員裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中から全て挙げてください。
	(ア)	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	(ア)	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる
	(イ)	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	(イ)	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある
	(ウ)	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	(ウ)	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない
	(エ)	冷静に判断できる自信がない	(エ)	冷静に判断できる自信がない
	(オ)	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある	(オ)	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある
	(カ)	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある	(カ)	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある
	(キ)	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	(キ)	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない
	(ク)	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	(ク)	裁判に参加することで仕事に支障が生じる
	(ケ)	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	(ケ)	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる
	(コ)	特にない	(コ)	特にない
	(サ)	その他	(サ)	その他
(シ)	わからない	(シ)	わからない	
Q10	資料	【資料1】刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの刑の執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、裁判官のみの裁判では●%であるのに対し、裁判員裁判では●%となっています。	資料	【資料1-1】別添資料1-1のとおり 【資料1-2】別添資料1-2のとおり(裁判員制度10年の総括報告書17頁の説明を、裁判員裁判導入後に①実刑のうち最も多い刑期がより重くなった罪と②執行猶予判決の割合が上昇した罪に分けて示したもの) ※資料は直近の数値を使用。調査時には最新の数値に更新予定である。
	問本文	裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。	問本文	小問1: 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの刑の執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、資料1-1のとおり、裁判官のみの裁判では●%であるのに対し、裁判員裁判では●%となっています。このような傾向について、あなたはどのように思いますか。 小問2: 資料1-2のように裁判員制度の導入によって、様々な罪名で量刑傾向が変化しています。このことについて、あなたはどのように思いますか。
	(ア)	妥当だと思う	(ア)	妥当だと思う
	(イ)	どちらかといえば妥当だと思う	(イ)	どちらかといえば妥当だと思う
	(ウ)	どちらともいえない	(ウ)	どちらともいえない
	(エ)	どちらかといえば妥当ではないと思う	(エ)	どちらかといえば妥当ではないと思う
(オ)	妥当ではないと思う	(オ)	妥当ではないと思う	
Q11	問本文	あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。	問本文	Q4で裁判や司法全般への興味、関心を伺いましたが、あなたは裁判員裁判に参加したいと思いますか。
	(ア)	参加したい	(ア)	参加したい
	(イ)	参加してもよい	(イ)	参加してもよい
	(ウ)	あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない	(ウ)	あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない
	(エ)	義務であっても参加したくない	(エ)	義務であっても参加したくない
	(オ)	わからない	(オ)	わからない

現行			改定案		
Q12	資料	【資料2】実際に裁判員を経験された方のうち、●%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、●%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。(●年度アンケート調査結果報告書)	Q11	資料	【資料2】実際に裁判員を経験された方のうち、●%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、●%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたと回答されています。(●年度アンケート調査結果報告書) ※資料は直近の数値を使用。調査時には最新の数値に更新予定である
	問本文	あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中から全てあげてください。		問本文	あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中から全てあげてください。
	(ア)	勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)		(ア)	勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)
	(イ)	周辺地域における一時保育・介護サービス		(イ)	周辺地域における一時保育・介護サービス
	(ウ)	裁判員に参加された方へ支給されている経済的補償		(ウ)	裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償
	(エ)	裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度		(エ)	裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度
	(オ)	裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談		(オ)	裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談
	(カ)	その他		(カ)	その他
Q13	問本文	刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。	Q12	問本文	刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。
	選択肢	(そう思う、ややそう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わない)		選択肢	(そう思う、ややそう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、そう思わない)
属性	問本文	最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。	属性	問本文	最後に、ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことについて伺います。
	小問1	あなたの性別を教えてください。		小問1	あなたの性別を教えてください。
	選択肢	(男性、女性)		選択肢	(男性、女性)
	小問2	あなたの満年齢を教えてください。		小問2	あなたの満年齢を教えてください。
	選択肢	(20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上)		選択肢	(20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上)
	小問3	あなたのご職業を教えてください。		小問3	あなたのご職業を教えてください。
	(ア)	お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)		(ア)	お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)
	(イ)	お勤め(派遣社員)		(イ)	お勤め(派遣社員)
	(ウ)	自営・自由業		(ウ)	自営・自由業
	(エ)	パート・アルバイト		(エ)	パート・アルバイト
	(オ)	専業主婦・専業主夫		(オ)	専業主婦・専業主夫
	(カ)	学生		(カ)	学生
(キ)	無職	(キ)	無職		
(ク)	その他	(ク)	その他		

【別添資料 1 - 1】 ※裁判員裁判の数値は平成 28 年 6 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの判決宣告分のものである。

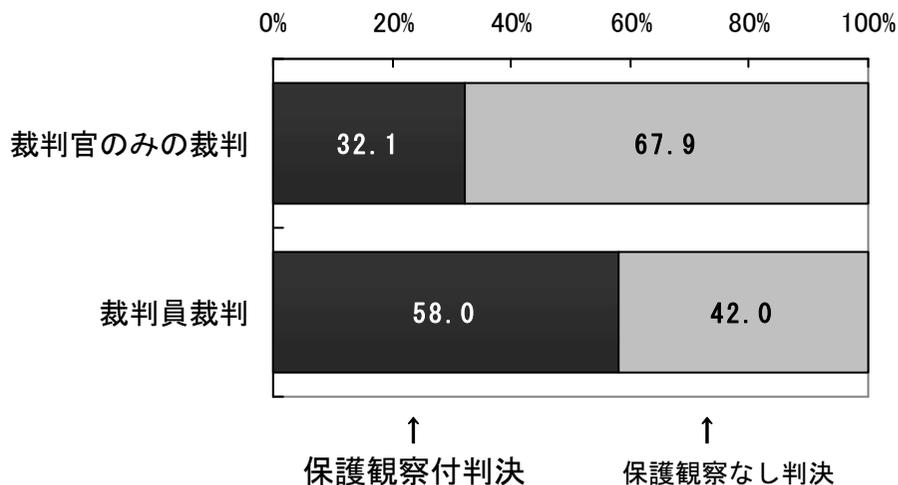


刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。

保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。

これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合をみると、裁判官のみの裁判では 32.1%であるのに対し、裁判員裁判では 58.0%となっています。

執行猶予判決のうち、
保護観察付と保護観察なしの割合



【別添資料 1 - 2】

裁判員裁判においては、以下のとおり、裁判官裁判時代と比べると、軽重の双方向で量刑判断の幅が広くなっていることがうかがわれる。

実刑のうち最も多い刑期がより重くなった罪

殺人既遂，殺人未遂，傷害致死，強盗致傷

強制性交等致死傷(強姦致傷)，強制わいせつ致死傷

執行猶予判決の割合が上昇した罪

殺人既遂，殺人未遂，強盗致傷

現住建造物等放火既遂